

第 1 回検討会における委員の主な意見

（第 2 回検討会資料 1－1）

《受動喫煙防止対策を巡る現状について》

- ・ 受動喫煙防止対策を進めるにあたっての問題点は、事業所規模で違うとのことだが、業種が事業所の規模と関連していて、例えば「喫煙をやめさせるのが困難」などは、業種の影響の方が大きいのではないかと。

《喫煙室の定員・面積に係る適正水準について》

- ・ 喫煙室の定員が従業員数を上回るというのは、現在の喫煙率（男性 3 割、女性 1 割）を考慮しても明らかに過大。
- ・ 製造業など、休憩時間でないとたばこを吸いに行けない業種に必要な面積は、交代で行ける事務系とはちょっと違うのではないかと。
- ・ 顧客が利用するため喫煙室の定員も面積も大きくなる傾向にある業種もあるが、助成金の申請に際し、顧客の利用見込みは提出させるのか。

《喫煙室の面積あたりの助成金額の適正水準について》

- ・ 単位面積あたりの助成額の分布を見ると、適正な額は出せそうである。
- ・ 小さな喫煙室であると、単位面積あたりの助成額はどうしても高額となってしまう。
- ・ 喫煙室が大きくなるとどうしても換気速度が遅くなる。一様流的な流れであれば（換気量が）少なくて済むが、全体換気に近くなると、広くなればなるほど濃度低下が遅くなる。

《受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用について》

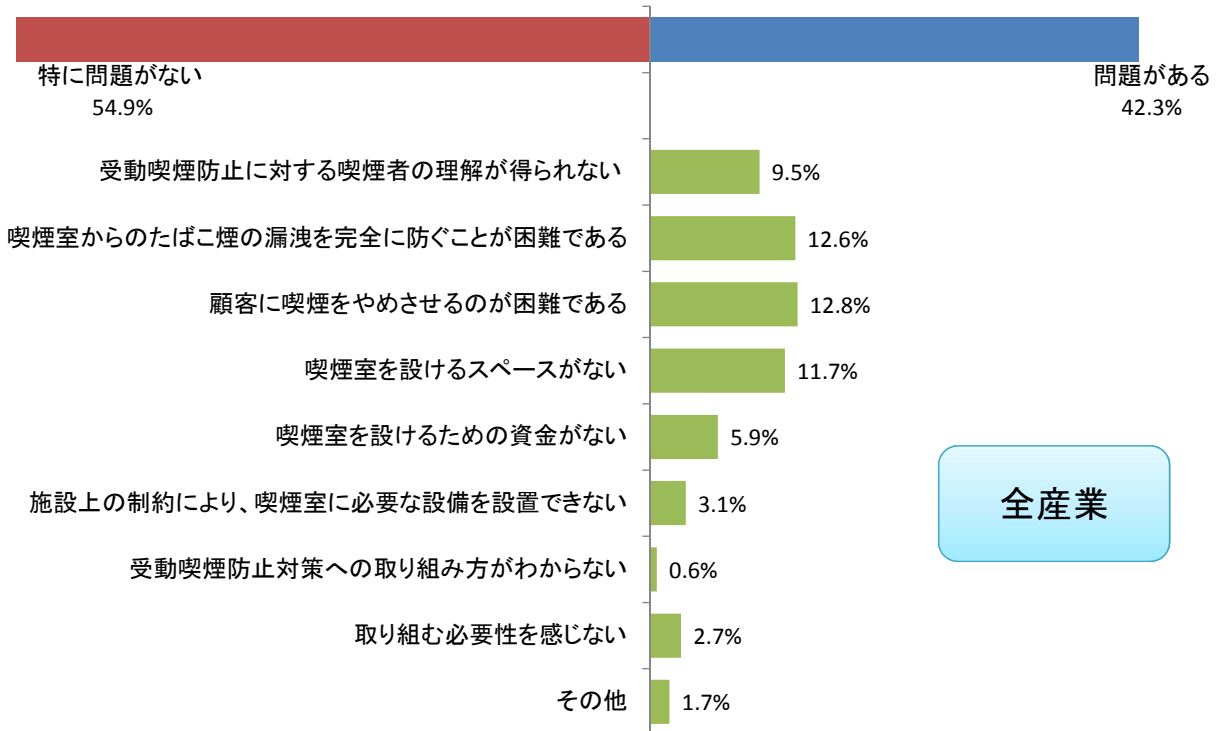
- ・ 借りて入るオフィスビルでは、自分のところだけで工事ができるということはあまり想定できないのではないかと。しかし、オフィスビルのオーナーがビルの店子と共用の喫煙室を作ろうとすると、200 万円というレベルでは作れず、助成の対象とならないのかもしれない。
- ・ 宴会場も禁煙にしなければ助成金の対象とならないため、宿泊業では助成金の活用につながらないのではないかと。喫煙室の中でお客さんと仲居さんが一緒にたばこを吸うことはあり得ないが、バックヤードに喫煙室を作るにも、宴会場でたばこを吸えたら助成対象にはならない。
- ・ 一番大変なのは、喫煙できるところで働いている従業員。換気措置であれば、飲食店も対策が進むのではないかと。しかし、宴会場で粉じん濃度を基準以下にするのは無理。
- ・ 飲食業、宿泊業の方に一度ヒアリングをしてみてもどうか。
- ・ 屋外の開放型喫煙所は助成金対象にならないのか。換気扇での強制換気は、屋外に出すのと同じではないかと。

職場の受動喫煙防止対策の現状

対策を進めるにあたっての問題点

(第2回検討会資料1-2)

(事業場調査、複数回答)

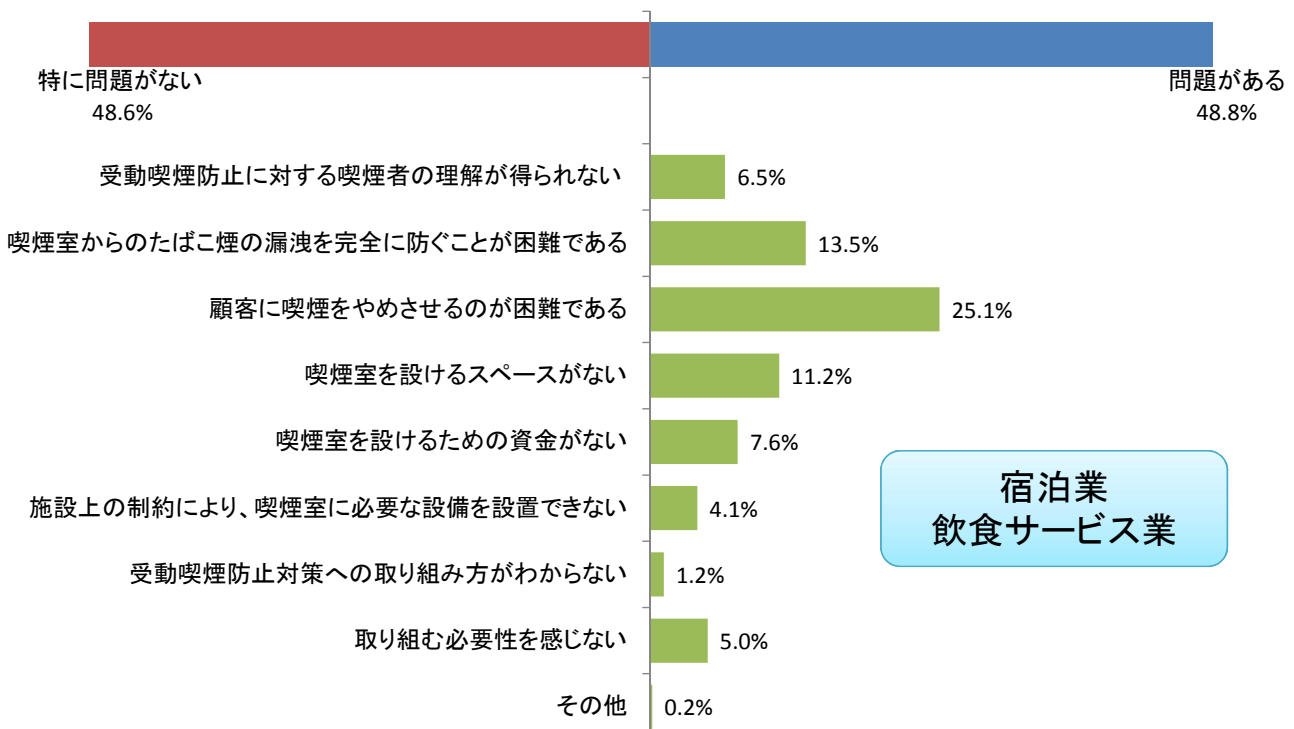


1

職場の受動喫煙防止対策の現状

対策を進めるにあたっての問題点

(事業場調査、複数回答)



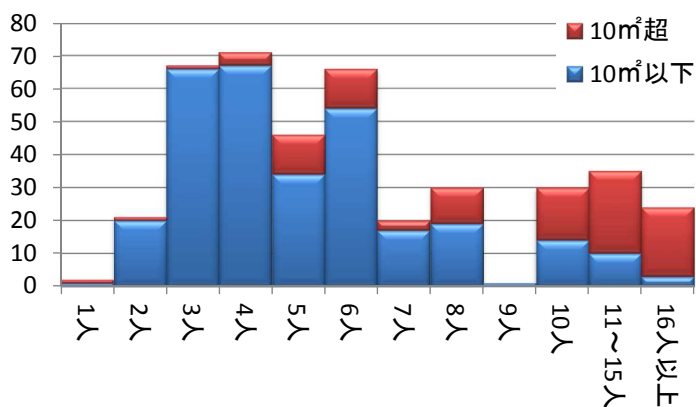
2

助成金の適正化に向けた 現状分析

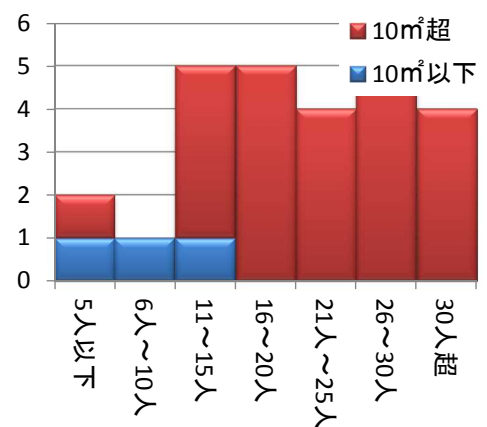
1 喫煙室等の定員

喫煙室等の定員の分布

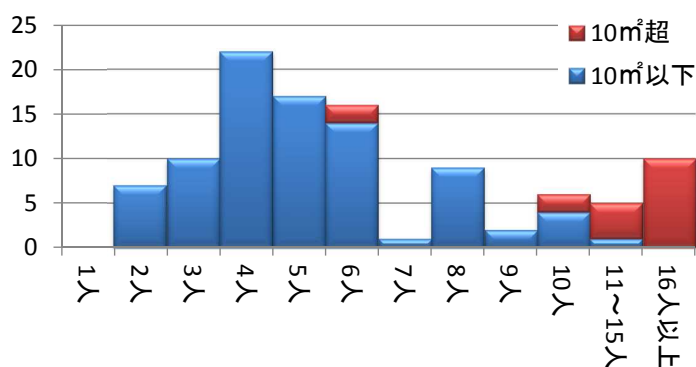
喫煙室



換気装置等



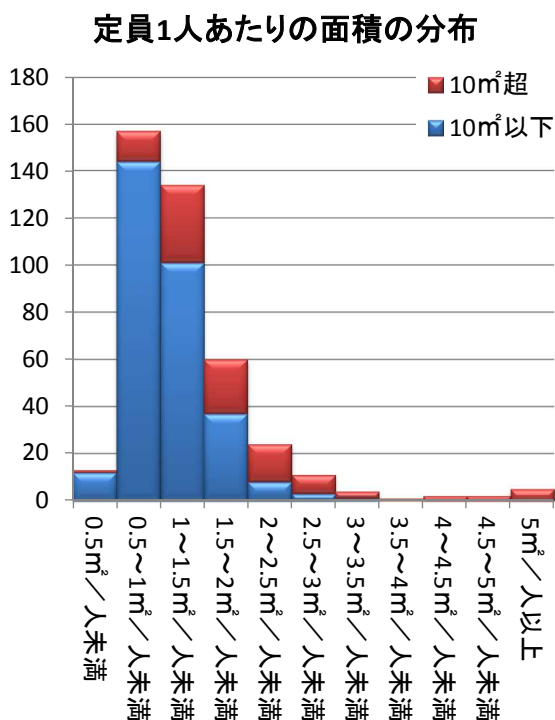
屋外喫煙所



喫煙室等の利用者数見込みに
見合った規模である旨の
チェックが必要

2 定員1人あたりの面積

定員1人あたりの面積 ① 喫煙室



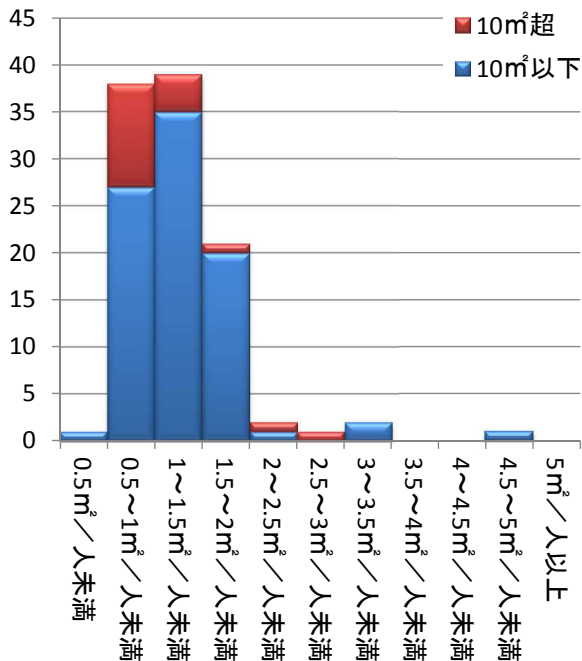
定員一人あたりの面積に上限を設けた場合の試算
(単位: m²/人)

	中央値	平均値	標準偏差
現行 (全413件)	1.10	1.34	1.04
上限3.5㎡/人 (上限超過10件)	1.10	1.27	0.64
上限3.0㎡/人 (上限超過14件)	1.10	1.26	0.59
上限2.5㎡/人 (上限超過25件)	1.10	1.24	0.54
上限2.0㎡/人 (上限超過44件)	1.10	1.20	0.46
上限1.5㎡/人 (上限超過103件)	1.10	1.11	0.33

定員1人あたりの面積

② 屋外喫煙所

定員1人あたりの面積の分布



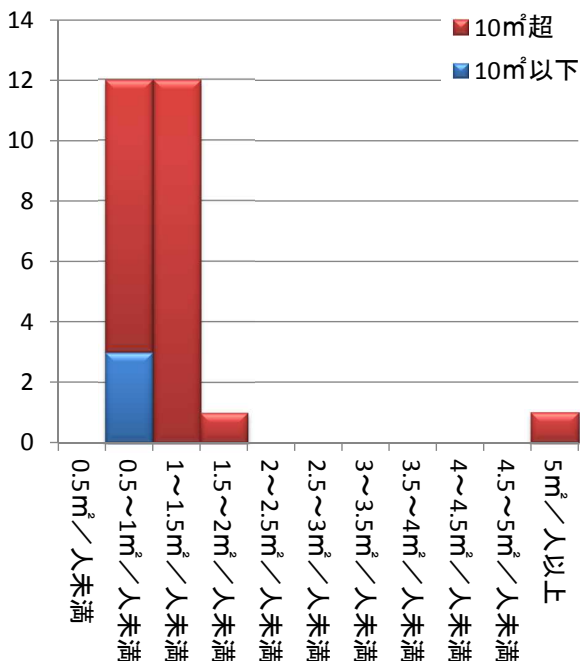
定員一人あたりの面積に上限を設けた場合の試算
(単位: m²/人)

	中央値	平均値	標準偏差
現行 (全105件)	1.16	1.25	0.57
上限3.5m²/人 (上限超過1件)	1.16	1.23	0.52
上限3.0m²/人 (上限超過3件)	1.16	1.23	0.48
上限2.5m²/人 (上限超過4件)	1.16	1.21	0.43
上限2.0m²/人 (上限超過6件)	1.16	1.19	0.38
上限1.5m²/人 (上限超過25件)	1.16	1.14	0.30

定員1人あたりの面積

③ 換気装置等

定員1人あたりの面積の分布



定員一人あたりの面積に上限を設けた場合の試算
(単位: m²/人)

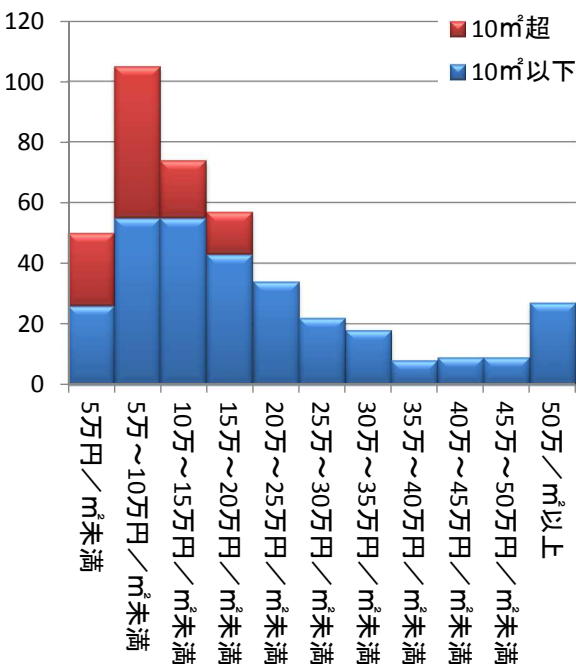
	中央値	平均値	標準偏差
現行 (全26件)	1.00	1.39	1.86
上限3.5m²/人 (上限超過1件)	1.00	1.12	0.52
上限3.0m²/人 (上限超過1件)	1.00	1.10	0.43
上限2.5m²/人 (上限超過1件)	1.00	1.08	0.35
上限2.0m²/人 (上限超過1件)	1.00	1.06	0.27
上限1.5m²/人 (上限超過2件)	1.00	1.03	0.20

3 単位面積あたりの助成金額

単位面積あたりの助成金額

① 喫煙室

単位面積あたりの助成金額の分布



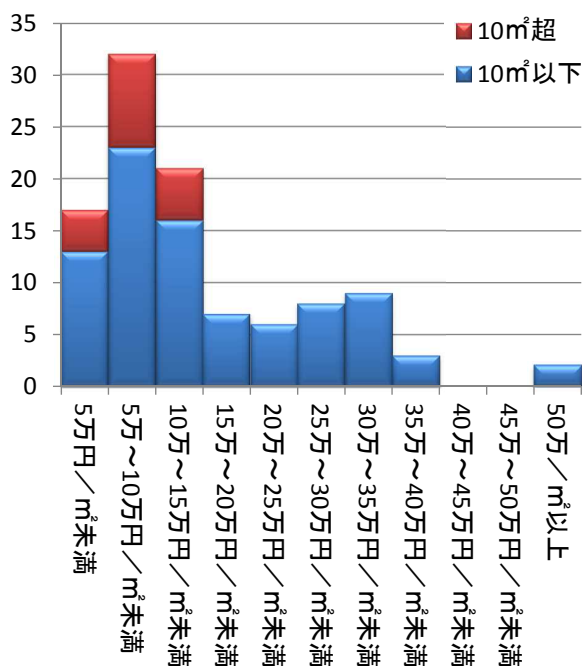
単位面積あたりの助成金額に上限を設けた場合の試算（単位：円／㎡）

	中央値	平均値	標準偏差
現行 （全413件）	133,148	190,403	181,619
上限45万円／㎡ （上限超過36件）	133,148	171,917	127,560
上限40万円／㎡ （上限超過45件）	133,148	166,971	117,269
上限35万円／㎡ （上限超過53件）	133,148	161,089	106,195
上限30万円／㎡ （上限超過71件）	133,148	153,476	93,504
上限25万円／㎡ （上限超過93件）	133,148	143,669	79,261

単位面積あたりの助成金額

② 屋外喫煙所

単位面積あたりの助成金額の分布



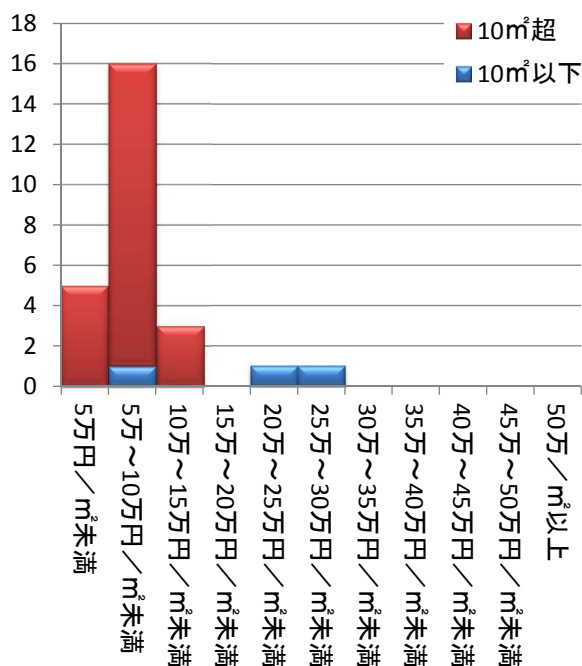
単位面積あたりの助成金額に上限を設けた場合の試算 (単位:円/㎡)

	中央値	平均値	標準偏差
現行 (全105件)	108,658	150,041	124,656
上限45万円/㎡ (上限超過2件)	108,658	145,374	107,150
上限40万円/㎡ (上限超過2件)	108,658	144,422	104,630
上限35万円/㎡ (上限超過5件)	108,658	142,692	100,788
上限30万円/㎡ (上限超過14件)	108,658	138,031	92,018
上限25万円/㎡ (上限超過22件)	108,658	129,510	78,023

単位面積あたりの助成金額

③ 換気装置等

単位面積あたりの助成金額の分布

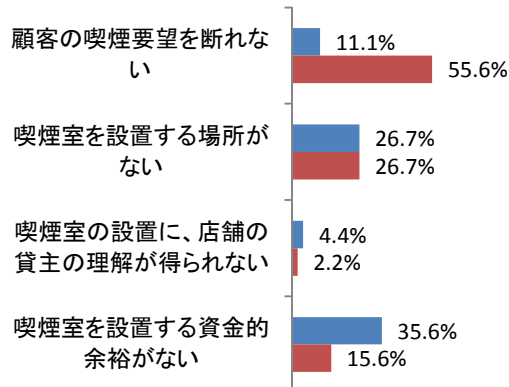


単位面積あたりの助成金額に上限を設けた場合の試算 (単位:円/㎡)

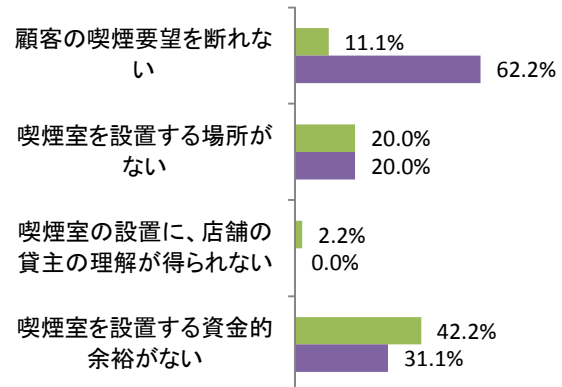
	中央値	平均値	標準偏差
現行 (全26件)	78,256	87,275	52,092
上限45万円/㎡ (上限超過なし)	78,256	87,275	52,092
上限40万円/㎡ (上限超過なし)	78,256	87,275	52,092
上限35万円/㎡ (上限超過なし)	78,256	87,275	52,092
上限30万円/㎡ (上限超過なし)	78,256	87,275	52,092
上限25万円/㎡ (上限超過1件)	78,256	87,154	51,711

1 職場における受動喫煙防止対策に際しての課題

事業者からの声
(上段:全般 下段:飲食店・宿泊業)



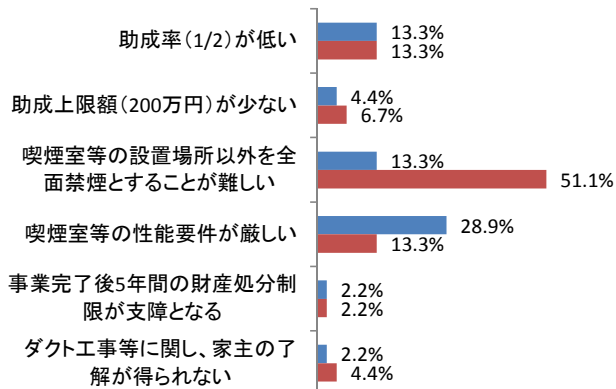
労働局担当者の認識
(上段:全般 下段:飲食店・宿泊業)



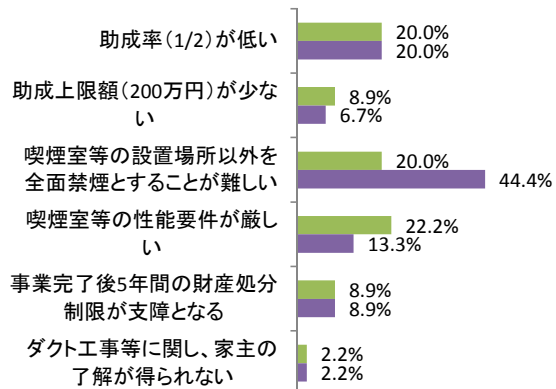
	事業者からの声	労働局担当者の認識
全般	・事業主が愛煙家であるため対策を提案しにくい ・屋外の開放型喫煙場所にも助成金がほしい ・閉鎖系の屋外喫煙所の夏場の熱中症リスクのためだけのエアコン設置はもったいない ・都心では喫煙室の空気をそのまま横方向に排出することが近隣との関係で困難	・来客のない業種では、事務室内の分煙にコスト、労力をかける意識が高まりにくい ・事業主が喫煙者の場合、受動喫煙防止の意識が低いように感じる ・喫煙による悪影響は急性のものではなく、非喫煙者も明確に拒絶するケースは少ないため、必須の対策と捉えられていないのではないか
飲食店・宿泊業	・外壁に接する場所がなく、屋内に喫煙場所を設置する場合、ダクト工事等で費用がかさむ ・食堂、宴会場も禁煙となると困難 ・宴会場の近くに喫煙室を設置するスペースがなく、離れた場所への設置となると顧客の理解が得難い ・従業員向け屋外喫煙所を設置したいが、喫煙客向けの店舗内換気装置も同時施工が必要となると、資金的余裕がない	・近年、受動喫煙対策がなされた環境を求める客が増えており、受動喫煙対策の充実を経営戦略に生かす企業が増えている ・喫煙室設置による席数の減少と比較した場合、禁煙の方がメリットがあると考えられる向きもあるのでは ・換気装置設置助成が少ない背景に、非喫煙客に目に見える形の禁煙・分煙措置を求める傾向があるためではないか ・粉じん濃度や必要換気量を満たす設計が難しいのではないか

2 受動喫煙防止対策助成金の利用に際してのネック

事業者からの声
(上段:全般 下段:飲食店・宿泊業)



労働局担当者の認識
(上段:全般 下段:飲食店・宿泊業)



	事業者からの声	労働局担当者の認識
全般	・申請書類が多く面倒 ・オフィスビルのような複数の事業場が入居する施設においては、喫煙室を共同設置することができない ・喫煙しながら来客対応・会議を行いたい、華美な喫煙室等を作りたい等の意向がある ・来客に利用してもらうため全面高級ガラス張りにしたいので、その結果高額になっても助成を認めてほしい ・単年度で完了しなければならないので年度末近くの申請ができない ・審査期間があるので工事の予定が立てにくい ・喫煙室以外を全面禁煙とした場合、顧客と一緒にの室で労働者が喫煙することに抵抗がある ・漫画喫茶やネットカフェも喫煙室での分煙は不可であり、飲食店、宿泊業と同様の換気装置を認めてもらいたい ・交付申請相談前に工事業者と工事のスケジュールを決めており、交付決定まで待ってられない ・工場敷地が広く、複数箇所に喫煙室を設けたいが、同時施工するには資金的に厳しい ・制度が複雑で理解しづらい。相談窓口に関わり合わせても、期待していた内容の対応をしてもらえない	・不正受給防止に配慮しつつ、申請者の負担を極力少なくしてほしい ・シロココファン(天井埋め込み形)がスタイリッシュで事業場に望まれるが、それなりの能力を確保するには壁換気扇より高価となる。シロココファンの助成額・率を上げてはどうか ・助成率を2/3程度に引き上げれば利用が増えるのではないかと ・現状の助成率・助成額でも過剰請求事案が散見され、これ以上助成率・助成額を上げたり、支給条件をいわずに下げるべきではない ・上限額に至るケースは比較的少なく、上限額を低くして助成率を上げてはどうか ・規程、申請様式の簡素化が必要 ・安衛法改正に伴い、「事業主の実情に応じて」としたことから、助成金対象の喫煙室の水準まで上げなくても良くなった
飲食店・宿泊業	・客と従業員が同じ喫煙室を使用することに抵抗があるが、客用と従業員用にそれぞれ喫煙室を設けることは場所、金銭的な余裕がない ・東京都の助成金(4/5、300万円以内)の如く助成してほしい ・現状の排気基準では見た目・騒音の問題から飲食店には使い勝手が悪いのではないかと ・助成制度を利用して空室を喫煙室に改造したいが、0.2m/sの風速要求は厳しすぎる ・換気装置申請に当たり、粉じん濃度の実測をどのようにすれば良いかわからない	・特に飲食店の場合、店舗スペースを間借りしていることが多く、不採算店の早期撤退の経営判断もあり得ることから、財産処分制限は障害になる。

3 助成金制度に係る労働局担当者の意見

- 助成金交付対象基準をさらに簡潔・明確化すべき。現在のハード面の措置要件を満たすことに加え、「喫煙室1㎡あたり〇〇円」と全国一律の単純明確化した支給基準を示した方が公平公正な助成制度となるのではないかと
- 見積書は、「〇〇工事一式」としているものがほとんどであり、実態との乖離が大きい
- 労働者の受動喫煙防止という観点ではなく、お客のための喫煙席を設けたいとの発想で相談されるなど、助成金の趣旨と合致しない事業者のニーズがある
- 建築費（仕様）がどこまで認められるか、相場がどの程度なのかにかかる参考資料がほしい
- 禁煙場所を望むお客のための分煙対策は、本来事業者が営業戦略として費用負担するものではないかと
- 問い合わせはあるが、申請方法を説明すると、煩わしさを感じ、申請に至らないケースも多い。より簡素な手続きで助成金の申請ができるようになれば、さらに申請件数が増えるのではないかと
- 「喫煙室1室あたりの助成限度、ないしは標準額」、「本格建築による屋外喫煙所は原則として認めない」などのルール付けによる対応が必要不可欠
- 簡素な開放系の屋外喫煙所も助成金対象にならないかと
- ガソリンスタンドの喫煙室設置に係る実地調査時に、顧客、労働者ともに好評であるとの声を聞いている。
- 見積金額の審査に当たり、代表的な換気設備、仕様部材等の目安となる相場単価の一覧表や、過去に減額のあった事例を示してほしい
- 飲食店の場合、財産処分制限が不要な少額の助成も考え得るのではないかと。
- 入口ドアが特注品となり高額になることが多い。風速確保によりなるべくドアを設置しないよう誘導できないかと
- 設置費用、設置スペース、喫煙者からの理解等から、新たに喫煙場所を作る必要性が感じられず、部分喫煙より全面禁煙の方が良いと考える事業場も多い
- 人数や面積に応じた標準価格を示してほしい
- 屋外喫煙所の要件の判断が難しい
- 換気装置では受動喫煙を防止できない。飲食店には未成年者も多く働いており、同じ客商売である商業等と同じく分煙を推進すべき

飲食店・宿泊業の業界団体（傘下の会員）に対する質問項目（案）

（第2回検討会資料5）

1 従業員の受動喫煙防止対策について

（1）従業員の受動喫煙防止対策として、どのように取り組んでいますか？

- ① 敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている
- ② 事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等を含む）を禁煙にしているが、屋外（事業場の敷地内）のみ喫煙可能としている
- ③ 事業所の内部に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外は禁煙にしている
- ④ その他（具体的に）
- ⑤ 受動喫煙防止対策には特に取り組んでいない

（2）従業員の受動喫煙防止対策に際し、どのような課題があるとお考えですか（複数回答）

- ① 顧客の喫煙要望を断れない
- ② 喫煙室を設置する場所がない
- ③ 喫煙室の設置に、店舗の貸主の理解が得られない
- ④ 喫煙室を設置する資金的余裕がない
- ⑤ その他（具体的に）

2 厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金について

（1）厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金（以下「助成金」という。）をご存じですか？

- ① 知っており、利用したことがある
- ② 知っており、利用を検討している
- ③ 知っているが、利用は考えていない
- ④ 知らない

（2）助成金の利用に際し、どのようなことがネックになるとお考えですか（複数回答）

- ① 助成率（1／2）が低い
- ② 助成上限額（200万円）が少ない
- ③ 喫煙室等の設置場所以外を全面禁煙とすることが難しい
- ④ 喫煙室等の性能要件が厳しい

- ⑤ 退去時に原状復帰の必要があり、事業完了後 5 年間の財産処分制限が支障となる
- ⑥ 煙を排気するためのダクト工事等に関し、家主の了解が得られない
- ⑦ その他（具体的に）

3 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策について

- (1) 未成年従業員が喫煙場所に立ち入る業務はありますか
 - ① ある（具体的に）
 - ② ない
 - ③ 未成年従業員はいない
- (2) ((1) で「ある」場合) 当該未成年従業員の受動喫煙防止のために、どのような対策を取っていますか

4 従業員や顧客からの受動喫煙防止対策への要望について

- (1) 従業員から、受動喫煙防止対策を取るよう要望されていますか
- (2) ((1) である場合)) その内容は、具体的にどのようなことですか？ その要望に応えることはできましたか
- (3) ((2) で要望に応えられなかった場合) その主な理由は何ですか
- (4) 顧客から、受動喫煙防止対策について要望を受けたことはありますか。その内容は、具体的にどのようなことですか

5 その他、従業員に対する受動喫煙防止対策について、自由意見

**受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会の
論点について
(第 1 回検討会資料 3、第 2 回検討会資料 6 として再掲)**

職場の受動喫煙防止対策及び受動喫煙防止対策助成金の現況を踏まえて、以下の論点について検討していくこととしてはどうか。

(1) 喫煙室の面積に係る適正水準について

- 既存の室の改装等により喫煙室を設ける場合など、特段の理由がある場合を除き、助成金の対象となる喫煙室の利用人数あたりの面積に上限を設けるべきではないか。
- なお、喫煙室の定員に関しては、事業場における喫煙者数に比して過大なものとならないものとし、外来客の利用が想定される場合であっても、外来客数の利用見込みに見合った規模とするべきではないか。

(2) 喫煙室の面積あたりの助成金額の適正水準について

- 喫煙室の内装など、受動喫煙防止対策に直接寄与しない部分について、高価な材料を使用することにより助成金額が増大することは、助成制度の趣旨に鑑みて好ましくない。
このため、喫煙室の単位面積あたりの助成金額の上限を設定するなどにより、助成額の適正化を図るべきではないか。

(3) 受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用について

- 受動喫煙防止対策が他の業種に比べ低調である業種に対して、助成金の活用を促進するために、どのような仕組みとするのがよいか(特に、不特定多数の者が集う飲食店・宿泊業等に対して)。